

(この条例の目的)

第1条 この条例は、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれのある産業廃棄物の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、生活環境を保全するとともに、市民の生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物の適正な処理を行うとともに、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、産業廃棄物の処理を行う者に対して土地を使用させるときは、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう監視するとともに、産業廃棄物の不適正な処理を行うおそれがある者に対して当該土地を使用させることのないようにしなければならない。

2 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われていることを知ったときは、地域の生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するために、必要な措置を講じなければならない。

3 土地の所有者等は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら地域の生活環境を保全し、及び生活の安全を確保するため、地域において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう注意を払い 産業廃棄物の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかに、その旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、法、この条例その他の関係法令等に基づく権限を的確に行使するとともに、市民、関係機関等と連携した監視体制の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(保管の届出)

第7条 産業廃棄物を排出する事業者は、面積が100平方メートル以上の土地において、自らが排出した産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)

(2) 産業廃棄物の保管を行う土地の所在地

(3) 産業廃棄物の保管を行う土地の所有者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)

(4) 産業廃棄物の保管を行う土地の面積

(5) 保管を行う産業廃棄物の種類及び数量

(6) 産業廃棄物の保管を開始する日

(7) 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

(8) 産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するために講ずる措置の内容

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による届出をすることを要しない。

(1) 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物の保管を行う場合

(2) 法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設の敷地内において保管を行う場合

(3) 災害のために必要な措置として、応急的に保管を行う場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める場合

(保管の変更の届出)

第8条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、同項第4号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 届出者は、前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(保管の廃止の届出)

第9条 届出者は、第7条第1項の規定による届出に係る土地における産業廃棄物の保管を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(運搬管理票)

第10条 届出者は、第7条第1項の規定による届出に係る土地に産業廃棄物を搬入し、又は当該土地から産業廃棄物を搬出しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の運搬に従事する者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運搬管理票を交付しなければならない。

- (1) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 搬入する場合にあっては、産業廃棄物を排出した事業場等の名称及び所在地
- (3) 搬出する場合にあっては、運搬先である事業場等の名称及び所在地
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により運搬管理票の交付を受けて産業廃棄物の運搬に従事する者は、当該運搬中は、運搬に使用する車両の見やすい箇所に当該運搬管理票を掲示しなければならない。

(搬入搬出管理簿)

第11条 届出者は、規則で定めるところにより、第7条第1項の規定による届出に係る土地ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、当該土地に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の状況を記録し、5年間これを保存しなければならない。

(搬入一時停止命令)

第12条 市長は、産業廃棄物の保管が行われている土地への産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺における生活環境の保全又は市民の生活の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該保管を行う者に対し、法又はこの条例に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかになるまでの間、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることはできない。ただし、当該期間の経過時点において、同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、同項の報告の徴収又は立入検査の結果が明らかでない場合には、当該期間を延長することができる。

(保管者に対する措置命令)

第13条 市長は、法第12条第1項の産業廃棄物処理基準(法第2条第5項の特別管理産業廃棄物にあっては、法第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準。以下「処理基準」という。)に適合しない産業廃棄物の保管が行われている場合において、生活環境の保全若しくは市民の生活の安全確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行う者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のため必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(土地の所有者等に対する措置命令)

第14条 市長は、処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分が行われた場合において、生活環境の保全若しくは市民の生活の安全確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該保管又は処分に係る土地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、保管又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

(1) 前条第1項の規定により産業廃棄物の保管を行う者に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命じた場合又は法第19条の5第1項の規定により同項に規定する処分者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命じ、若しくは法第19条の6第1項の規定により同項に規定する排出事業者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命じた場合において、これらの者の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

(2) 土地の所有者等が、あらかじめ処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分が行われることを知りながら当該保管又は処分を行う者に土地を使用させたとき、処理基準に適合しない保管若しくは処分が行われていることを知り、又は知ることができた場合において、当該保管若しくは処分を行う者に対して必要な措置を講ずべき旨の求めをせず、又はこれらの者に対する監視を怠ったときその他第4条の規定の趣旨に照らし、土地の所有者等に支障の除去等の措置を講じさせることが適当であるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(解体工事の注文者の責務)

第15条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第2条第3項第1号に規定する解体工事(他の者から請け負ったものを除く。以下「解体工事」という。)の注文者は、同条第2項に規定する建設資材廃棄物(以下「建設資材廃棄物」という。)の処分に係る費用の適正な負担により、建設資材廃棄物の適正な処分の実施が確保されるよう努めなければならない。

(平19条例47・追加)

(建設資材廃棄物の引渡完了報告等)

第16条 注文者から解体工事(建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事であるものに限る。以下同じ。)を直接請け負った者又は解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者(以下「自主施工者」という。)

は、当該解体工事に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、建設資材廃棄物の搬出先の事業場の名称その他の規則で定める事項を市長及び当該解体工事の注文者(自主施工者にあつては、市長に限る。)に報告しなければならない。

- 2 解体工事の注文者は、前項の規定による報告がなかったとき又は当該報告の内容からみて建設資材廃棄物の処理が適正に行われていないと認めるときは、市長に対し、その旨を申告し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

(平19条例47・追加)

(電子情報処理組織の使用による産業廃棄物の管理の推進)

第17条 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する者及びこれを受託する者は、法第12条の5に定めるところにより、電子情報処理組織(法第2条第6項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して産業廃棄物の適正な管理を行うよう努めなければならない。

(平19条例47・追加)

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物の保管を行う者に対し、当該保管に関し、必要な報告を求めることができる。

(平19条例47・旧第15条繰下)

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物の保管を行う者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の保管に係る土地若しくは建物に立ち入らせ、産業廃棄物の保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平19条例47・旧第16条繰下)

(公表)

第20条 市長は、産業廃棄物の保管を行う者に対して、法若しくはこの条例に基づく命令又は法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発(以下「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等の内容、当該命令等を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)その他規則で定める事項を公表することができる。

(平19条例47・旧第17条繰下)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平19条例47・旧第18条繰下)

(罰則)

第22条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(平19条例47・旧第19条繰下)

第23条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平19条例47・旧第20条繰下)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第8条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して運搬管理票を交付せず、又は同項各号に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして運搬管理票を交付した者
- (3) 第10条第2項の規定に違反して運搬管理票を掲示しなかった者
- (4) 第11条の規定に違反して搬入搬出管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者
- (5) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (6) 第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(平19条例47・旧第21条繰下・一部改正)

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第22条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平19条例47・旧第22条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成15年12月12日規則第60号で、平成15年12月15日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に面積が100平方メートル以上の土地において、自らが排出した産業廃棄物の保管を行っている者については、第7条第1項中「行おうとする」とあるのは「行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までに」と、同項第2号から第5号までの規定中「行う」とあるのは「行っている」と、同項第6号中「開始する」とあるのは「開始した」と、同条第2項中「行う」とあるのは「行っている」として、同条の規定を適用する。
付 則(平成19年10月19日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成19年12月14日規則第73号で、平成19年12月15日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後に締結される契約に基づき実施される同条第1項に規定する解体工事(同項に規定する自主施工者にあつては、同日以後に着手される同項に規定する解体工事)について適用する。